

令和7年度 農林水産業経営基盤強化推進事業

～ 要望調査を開始します ～

要望調査期間： 令和7年3月19日（水）まで

令和7年度農林水産業経営基盤強化推進事業は、農林水産業において経営基盤強化のために導入する機械や資材の導入を支援する対策です。

※この要望調査は、令和7年度当初予算の編成に向けて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、事業内容等が変更になる場合があります。



令和7年2月

東北町 農林水産課 問い合わせ先 ☎ 0176-56-4384

1. はじめに（事業の概要等）

（1） 事業タイプと概要

事業タイプは以下の3つになります。

① 農林水産業経営継続支援タイプ

物価高騰により、大きな影響を受けている農林水産業者が、経営基盤強化のために機械または資材を導入に対し支援するもの。

⇒詳細については2ページから

② スマート農業関連支援タイプ

省力化及び作業能率により農業経営基盤強化を図るために、スマート農業機械等を取得または導入する農業者に対し支援するもの

⇒詳細についてはページから

③ パイプハウス造成支援タイプ

主食用米から非主食用米への転換、耕作放棄地防止のためや施設園芸作物で新たにパイプハウスを造成する場合に支援を行います。

⇒詳細についてはページから

① 農林水産業経営継続支援タイプ

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 農業者については原則、販売農家、水産業者については、原則漁業協同組合の正組合員である者。

(2) 対象事業内容等

支援対象となる事業内容は、事業実施主体が省力化又は作業能率向上のために農林水産業用機械又は資材を導入する取り組みです。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。（ただし、中古の機械等の場合でも耐用年数が2年以上残存していることがわかる場合は可とする。）
- ・ 機械導入の場合、単純更新ではないこと。
- ・ 機械導入の場合、購入価格が30万円以上であること。
- ・ 資材導入の場合、購入価格が10万円以上であること。

① 農林水産業経営継続支援タイプ

(3) 配分上限額等

本事業の補助率等は次のとおりです。

- ① 機械導入 : 補助率 1 / 3 以内 上限額 50万円
- ② 資材導入 : 補助率 1 / 3 以内 上限額 30万円

※機械導入と資材導入を同時に行う場合は上限は合わせて50万円。

(4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 要望調査票
- ② 直近の確定申告書又は決算書※
- ③ 導入希望機械等の見積り
- ④ 導入希望機械等のカタログ

※要望調査時点で直近の確定申告書等が令和5年のものの場合は、交付申請で改めて令和6年分の確定申告書の提出が必要になります。

② スマート農業関連支援タイプ

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 販売農家であること
- ③ 認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた者又は位置づけられることが確実である者

(2) 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、省力化及び作業能率向上を図るため事業実施主体が耕作面積の拡大による地域の耕作放棄地拡大防止の取組及び労働時間削減の取組を行うためのスマート農業機械の導入または農業用マルチローターの資格取得です。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ スマート農業機械は、自動操舵トラクタ、農業用マルチローターが対象
- ・ 機械導入の場合、事業費が整備内容ごとに **30万円以上** であること。
- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。
- ・ 資格取得の場合、1経営体当たりの最大の対象は2名までとする。

② スマート農業関連支援タイプ

(3) 配分上限額

本事業の補助率等は次のとおりです。

- ① 資格取得 : 補助率 1 / 2 以内 上限額 10万円 (1 経営体当たり 2 人まで)
- ② 機械導入 : 補助率 1 / 3 以内 上限額 100万円

※資格取得と機械導入を同時に行う場合は上限は合わせて100万円。

(4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 要望調査票
- ② 直近の確定申告書又は決算書※
- ③ 導入希望機械等の見積り
- ④ 導入希望機械等のカタログ

※要望調査時点で直近の確定申告書等が令和5年のものの場合は、交付申請で改めて令和6年分の確定申告書の提出が必要になります。

③ パイプハウス造成支援タイプ

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 販売農家であること

(2) 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、水稻育苗用ハウスの場合、水稻の作付面積を目標年度までに増加させるか、主食用米から非主食用米へ転換させるか、省力化設備（自動灌水装置など）を合わせて導入することが要件となります。

水稻以外の作物に使用する場合は、対象作物の作付面積を拡大する必要があります。
施設園芸作物用のパイプハウス場合も対象となります。

※ 造成するパイプハウスは、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 補助対象経費となるのは、パイプハウスの材料費のみ（施工費用は除く。）。
- ・ 新たに造成したパイプハウスは、園芸施設共済等、気象災害等による災害に備えた措置がなされること。
- ・ 原則、新品の材料を使用したもの。

③ パイプハウス造成支援タイプ

(3) 配分上限額

本事業の補助率等は次のとおりです。

補助率 1 / 3 以内 上限額 1 実施事業主体あたり 30 万円

(4) 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 要望調査票 | ② 直近の確定申告書又は決算書※ |
| ③ 見積り | ④ パイプハウスの設計図等（形状や大きさのわかるもの） |

※要望調査時点で直近の確定申告書等が令和5年のものの場合は、交付申請で改めて令和6年分の確定申告書の提出が必要になります。